

相続における株式の譲渡承認

来年の会社法施行に伴い株式や株主について様々な改正が行われます。

これにより株式譲渡制限会社の相続は変わります。

相続・合併などにより譲渡制限株式を取得した場合には、定款の定めにより会社は株主（相続人等）に売渡請求をすることができるようになりました。

1. 現行法では

現行法では、売買等の特定承継の場合については、定款で取締役会の承認を必要とする旨定めることができます。

しかし、売買等以外の事由による株式の移転（一般承継）については、会社による譲渡承認の対象とすることはできず、相続や合併については包括承継により当然に移転するものとされています。

2. 現行法の問題点

しかし、この制度だと会社にとって好ましくない者が株主となる可能性もあるため、相続や合併による包括承継であっても、実質的には会社の承認を必要とすべきとの事から改正されました。

3. 会社法では

会社法においては、相続・合併による株式の移転であっても定款に定めをおくことにより、実質的にはその会社の譲渡承認を必要とすることができるようになります。なお、この場合において会社がその移転を承認しないときは、会社がその株式を買取ることになります。

この制度は一般承継により株式が当然に移転する点は現行法と同様とされますが、一般承継による譲渡制限株式の移転であっても、当該株式を会社に売り渡すように請求することができる旨定款で定める事ができるとされています（会社法 174）。

定款にかかる規定が定められた場合、会社はその売渡請求の都度、株主総会の特別決議により、次に

掲げる事項を定めなければなりません。（会社法 175）

請求する株式の数

当該株式を有する者の氏名又は名称

ただし、この に該当する者は、その株主総会において議決権は行使できません。（会社法 175 ）

また、会社は一般承継があったことを知った日から1年以内に請求することを要します。（会社法 176 ）

4. 会社法の問題点

ここで問題となってくるのが、売渡請求を決議する株主総会において、その売渡請求をされる相続人の議決権が行使できないということです。

ただし、この売渡請求の決議に際してその相続人が会社にとって相応しくないなど「正当事由」を必要とするかどうかはまだ明らかではありません。

もし、この「正当事由」を必要としないならば、死亡した者が筆頭株主である場合には、その被相続人はもちろんのこと、大多数の株式を相続した相続人の意見も反映されないということです。

例えば、筆頭株主が60%所有していて、第二グループが30%所有している場合において、その筆頭株主の死亡前に定款に売渡請求ができる旨を定めているときは、その筆頭株主所有の60%の株式の行方は第二グループが左右できる可能性があるということです。

もちろん筆頭株主が生前にそのような定款を定めなければいいのですが、内部自治の統制を図るためや筆頭株主と第二グループの関係などにより、売渡請求できる旨を定款に定めてしまう恐れがあるとも考えられます。

よって、会社法施行に伴ってこのような定款を定めることもあるとは思いますが、その際には十分な注意が必要です。

（担当：川口 修司）